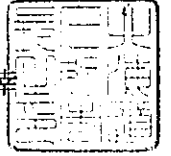


石総務第 41 号
令和 3 年 4 月 26 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



石狩市個人情報保護条例の改正について

石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第 1 条第 4 号の規定に基づき、下記のとおり石狩市個人情報保護条例を改正することについて貴審査会に諮問します。

記

1 条例改正案

石狩市個人情報保護条例第 10 条中、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であつて、個人情報を利用する実施機関が事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

2 理由等

別紙のとおり

(総務部総務課)

別紙

2 理由

当市ではこれまで、石狩市個人情報保護条例第10条第1号から第4号までの各号に該当しない個人情報の目的外利用及び提供については、同条第5号の規定により貴審査会に諮問してきました。これは、公益のために事務を執行する必要性がある一方で、個人情報を目的外で利用・提供する際にはより一層慎重な判断が求められることによるものです。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染症対策等の施策の実施に当たり、① 同一の実施機関内の個人情報を目的外利用する場合、② 他の実施機関に個人情報を提供する場合、において、緊急に案件を諮問し、早急な審議が必要とされる事態が頻発しており、今後においても同様の事態の発生が想定されます。

このような場合においては、通常在所管業務で個人情報を取り扱っている職員が、所管業務と同様の事務作業により個人情報を取り扱うため、漏洩等のリスクが少ないこと、また、長年にわたる貴審査会からの答申事例も蓄積されており、近年では過去の答申事例と類似する事例を諮問するケースもあり、審査会での諮問内容について、実質的な審査事項が少ない例も見受けられます。

他の自治体では、個人情報保護条例中に、「実施機関内での個人情報の目的外利用及び提供の場合においては、審査会への諮問を免除する」旨の規定を置き、運用を行っている例もあり、当市においても「同一の実施機関内の個人情報の目的外利用、及び他の実施機関への個人情報の提供の場合」には、「一定の要件の下で審査会への諮問・審議を要しない」こととする旨の規定を追加し、審査会事務の効率化、かつ業務の迅速化を図りたいと考えております。

<現行・石狩市個人情報保護条例>

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報をその内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている個人情報を利用し、又は提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において利用し、又は提供するとき。
- (5) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

<参考>

他の自治体の個人情報保護条例の類似規定、及び行政機関の保有する個人情報の保護に

関する法律の類似規定

【札幌市個人情報保護条例】

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、個人情報を使用する実施機関が、事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

【北広島市個人情報保護条例】

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務の執行上相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

【個人情報の保護に関する法律】（現国会に上程されている「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が完全施行された場合の改正後の条文）

第69条 略

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

令和3年4月26日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範



令和3年4月26日付け石総務第41号にて諮問のありました、
石狩市個人情報保護条例の改正について審査した結果、これを認め
ることとしたので答申します。

(附帯意見)

石狩市の個人情報保護制度における個人情報の目的外の利用、提
供に関する運用にあたり、当審査会への諮問の要否について判断す
る担当部署について条例等で規定すること。